

I 調査の概要

1 調査の目的

近年、労働者の就業形態の多様化への対応が重要な課題となっており、関連して格差問題等への社会的関心も高まっており、就業形態の多様化の実態を把握することが求められている。

このため、本調査では就業形態の実態、労働者の意識、就業環境全般等について把握し、今後の経済的・社会的構造の変化に的確に対応した各種施策の検討、実施の基礎資料とすることを目的とする。

2 調査の範囲及び対象

(1) 地域

日本国全域とする。ただし、一部島しょ等を除く。

(2) 事業所調査

日本標準産業分類(平成14年3月改訂)に基づく14大産業〔鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)(ただし、その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業及び外国公務を除く。)]に属する常用労働者を5人以上雇用している民営事業所のうちから抽出した約16,000事業所。

(3) 個人調査

上記(2)の事業所調査の調査対象事業所において就業している労働者のうち、一定の方法により抽出した者。

3 調査事項

(1) 事業所調査

ア 事業所の属性

(ア) 事業所全体の常用労働者数、事業所が属する企業規模、事業所の形態

(イ) 労働者派遣事業の有無、派遣労働者数

(ウ) 就業形態・性別労働者数

(エ) 請負労働者の有無、請負労働者数

(オ) 物の製造を行っている請負労働者の有無、請負労働者数

イ 労働者比率の変化

(ア) 3年前と比較した正社員以外の労働者比率の変化、比率が上昇した就業形態

(イ) 正社員以外の労働者比率の変化の予測、今後上昇すると思われる就業形態

ウ 正社員以外の労働者を活用する理由

エ 正社員以外の労働者の活用上の問題点

オ 就業形態別各種制度の適用状況

(2) 個人調査

ア 個人の属性

(ア) 性、年齢階級

(イ) 在学の有無、最終学歴

(ウ) 同居の有無、同居家族の続柄、末子の年齢階級

(エ) 主な生活源

イ 就業形態等について

(ア) 現在の就業形態

- (イ) 現在の職種
- (ウ) 正社員以外の労働者の現在の就業形態を選択した理由
- (エ) 今後の働き方、今後の就業形態に対する希望
- (オ) 正社員になりたい理由
- ウ 賃金等について
 - (ア) 賃金額を算定する際の基礎となる給与形態
 - (イ) 平成19年9月の賃金総額（賃金階級）
- エ 資格・免許等について
 - (ア) 現在の仕事に関する資格・免許の取得の必要性についての考え方
 - (イ) 現在の仕事に役立つ又は今後、取得したいと思う資格・免許の有無、その種類
- オ 各種制度、満足度について
 - (ア) 現在の会社における各種制度の適用状況
 - (イ) 現在の職場での満足度

4 調査の対象期日及び実施時期

事業所調査は、平成19年10月1日現在の状況について、平成19年10月1日から10月31日までの間に行った。

個人調査は、平成19年10月1日現在の状況について、平成19年10月1日から11月20日までの間に行った。

5 調査機関

(1) 事業所調査

厚生労働省大臣官房統計情報部－都道府県労働局－公共職業安定所－統計調査員－
調査対象事業所

(2) 個人調査

厚生労働省大臣官房統計情報部－都道府県労働局－公共職業安定所－統計調査員－
調査対象労働者

6 調査の方法

(1) 調査票

この調査は事業所票（195頁参照）、個人票（200頁参照）によって実施した。

(2) 調査票の配布

ア 事業所票は、厚生労働省大臣官房統計情報部から直接、調査対象事業所へ郵送した。

イ 個人票は、統計調査員が調査対象事業所において調査対象労働者数を算出し、調査対象事業所に配付を依頼した。

(3) 調査票の回収

ア 事業所票は調査対象事業所において記入した後、統計調査員がこれを回収し、公共職業安定所を經由して、都道府県労働局長に提出、とりまとめ後、厚生労働省大臣官房統計情報部長に提出した。

イ 個人票は、調査対象労働者が調査票に記入した後、直接、厚生労働省大臣官房統計情報部に返送した。

7 集計方法

厚生労働省大臣官房統計情報部において集計を行った。

8 調査対象の抽出

(1) 母集団及び抽出枠

「2 調査の範囲及び対象」に該当する事業所及び個人を母集団とし、事業所の抽出枠には平成16年事業所・企業統計調査における事業所名簿を使用した。

(2) 抽出区分

ア 事業所調査

産業（18区分）、事業所規模（5区分）別に無作為抽出。

イ 個人調査

上記アで抽出された事業所に雇用される労働者について、産業、事業所規模、就業形態（8区分）別に無作為抽出。

(3) 目標精度

ア 事業所調査

抽出事業所数は、以下の算式を用いて、ある属性を有する事業所割合の標準誤差が、回収率を考慮した上で産業、事業所規模別に概ね3.8%以内となるように設定した。

$$C = \sqrt{\frac{M - m}{M - 1} \cdot \frac{p(1 - p)}{m}}$$

C : 目標精度

M : 母集団事業所数

m : 標本事業所数

p : 母集団においてある属性を有する事業所割合 (=0.5)

イ 個人調査

抽出労働者数は、以下の算式を用いて、ある属性を有する労働者割合の標準誤差が、回収率を考慮した上で産業、事業所規模、就業形態（ただし、出向社員、臨時的雇用者、その他は1区分に統合し、計6区分）別に概ね8%以内となるように設定した。

$$C = \sqrt{\left(\frac{1}{m} - \frac{1}{M}\right) S^2 + \left(\frac{1}{n} - \frac{M}{N} \cdot \frac{1}{m}\right) p'(1 - p')}$$

C : 目標精度

M : 母集団事業所数

m : 標本事業所数

N : 母集団労働者数

n : 標本労働者数

S : 母集団においてある属性を有する労働者割合の事業所間標準偏差 (=0.3)

p' : 母集団においてある属性を有する労働者割合 (=0.5)

9 結果の推計及び標準誤差

(1) 事業所票における推計方法

事業所調査における「ある属性を有する事業所割合」の推計値については、以下のとおり算出した。

$h = 1, \dots, L$: 層

M_h : 第 h 層の母集団事業所数

$$M = \sum_{h=1}^L M_h$$

m_h : 第 h 層の回答事業所数

x_{hi} : 第 h 層第 i 回答事業所のある属性の有無 (属性があれば「1」、なければ「0」)

このとき、「ある属性を有する事業所割合」の推計値 \bar{x} は、

$$\bar{x} = \frac{1}{M} \sum_{h=1}^L \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} x_{hi} \quad \text{で算出した。}$$

(2) 個人票における推計方法

個人調査における「ある属性を有する労働者の割合」の推計値については、以下のとおり算出した。

N_{hi} : 第 h 層第 i 回答事業所の総労働者数

n_{hi} : 第 h 層第 i 回答事業所の回答労働者数

X_{hij} : 第 h 層第 i 回答事業所の第 j 番目の回答労働者のある属性の有無
(属性があれば「1」、なければ「0」)

Y_{hij} : 第 h 層第 i 回答事業所の第 j 番目の回答労働者数

K_{hi} : 第 h 層第 i 回答事業所の総常用労働者数

r_h : 第 h 層における在籍常用労働者数の推計値 $\frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} K_{hi}$ に対する、「平成16年事業所・企業統計調査」における常用労働者数の比率

このとき、ある属性を有する労働者数の推計値 \hat{T}_x 及び総労働者数の推計値 \hat{T}_y は、

$$\hat{T}_x = \sum_{h=1}^L r_h \frac{M_h}{m_h} \cdot \frac{\sum_{i=1}^{m_h} N_{hi}}{\sum_{i=1}^{m_h} n_{hi}} \sum_{i=1}^{m_h} \sum_{j=1}^{n_{hi}} X_{hij}, \quad \hat{T}_y = \sum_{h=1}^L r_h \frac{M_h}{m_h} \cdot \frac{\sum_{i=1}^{m_h} N_{hi}}{\sum_{i=1}^{m_h} n_{hi}} \sum_{i=1}^{m_h} \sum_{j=1}^{n_{hi}} Y_{hij}$$

で算出した。また、「ある属性を有する労働者の割合」の推計値 \hat{R} は、

$$\hat{R} = \frac{\hat{T}_x}{\hat{T}_y} = \frac{\sum_{h=1}^L r_h \frac{M_h}{m_h} \cdot \frac{\sum_{i=1}^{m_h} N_{hi}}{\sum_{i=1}^{m_h} n_{hi}} \sum_{i=1}^{m_h} \sum_{j=1}^{n_{hi}} X_{hij}}{\sum_{h=1}^L r_h \frac{M_h}{m_h} \cdot \frac{\sum_{i=1}^{m_h} N_{hi}}{\sum_{i=1}^{m_h} n_{hi}} \sum_{i=1}^{m_h} \sum_{j=1}^{n_{hi}} Y_{hij}} \quad \text{で算出した。}$$

(3) 標準誤差

この調査は、標本調査であるため、推計値の持つ誤差の一つとして標本抽出に起因する標本誤差がある。標本誤差の大きさは、推計値の分散の平方根 (標準誤差) で与えられ、調査項目によって異なる。達成精度として、標準誤差を以下のように算出した。

① 事業所票

(1) で掲げた「ある属性を有する事業所割合」の推計値 \bar{x} の場合、その分散の推計値は、

$$\hat{V}(\bar{x}) = \frac{1}{M^2} \sum_{h=1}^L M_h (M_h - m_h) \left(\frac{\text{Var}(x_h)}{m_h} \right) \quad \text{で算出した。ただし、}$$

$$\bar{x}_h = \frac{1}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} x_{hi}, \quad \text{Var}(x_h) = \frac{1}{m_h - 1} \sum_{i=1}^{m_h} (x_{hi} - \bar{x}_h)^2 \quad \text{である。}$$

② 個人票

(2) で掲げた「ある属性を有する労働者割合」の推計値 \hat{R} の場合、その分散の推計値は、

$$\hat{V}(\hat{R}) = \hat{R}^2 \sum_{h=1}^L r_h^2 \left\{ \left(\frac{M_h}{\hat{N}} \right)^2 \left(\frac{1}{m_h} - \frac{1}{M_h} \right) \left(\frac{\text{Var}(T_{x_h})}{T_x^2} + \frac{\text{Var}(T_{y_h})}{T_y^2} - 2 \frac{\text{Cov}(T_{x_h}, T_{y_h})}{T_x T_y} \right) \right. \\ \left. + \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} \left(\frac{N_{hi}}{\hat{N}} \right)^2 \left(\frac{1}{n_{hi}} - \frac{1}{N_{hi}} \right) \left(\frac{\text{Var}(X_{hi})}{T_x^2} + \frac{\text{Var}(Y_{hi})}{T_y^2} - 2 \frac{\text{Cov}(X_{hi}, Y_{hi})}{T_x T_y} \right) \right\}$$

で算出した。ただし、

$$\hat{N} = \sum_{h=1}^L r_h \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} N_{hi},$$

$$T_x = \frac{1}{\hat{N}} \sum_{h=1}^L r_h \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} \frac{N_{hi}}{n_{hi}} \sum_{j=1}^{n_{hi}} X_{hij}, \quad T_y = \frac{1}{\hat{N}} \sum_{h=1}^L r_h \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} \frac{N_{hi}}{n_{hi}} \sum_{j=1}^{n_{hi}} Y_{hij},$$

$$\bar{T}_{x_h} = \frac{1}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} T_{x_{hi}}, \quad T_{x_{hi}} = \frac{N_{hi}}{n_{hi}} \sum_{j=1}^{n_{hi}} X_{hij}, \quad \bar{X}_{hi} = \frac{1}{n_{hi}} \sum_{j=1}^{n_{hi}} X_{hij},$$

$$\bar{T}_{y_h} = \frac{1}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} T_{y_{hi}}, \quad T_{y_{hi}} = \frac{N_{hi}}{n_{hi}} \sum_{j=1}^{n_{hi}} Y_{hij}, \quad \bar{Y}_{hi} = \frac{1}{n_{hi}} \sum_{j=1}^{n_{hi}} Y_{hij},$$

$$\text{Var}(T_{x_h}) = \frac{1}{m_h - 1} \sum_{i=1}^{m_h} (T_{x_{hi}} - \bar{T}_{x_h})^2, \quad \text{Var}(X_{hi}) = \frac{1}{n_{hi} - 1} \sum_{j=1}^{n_{hi}} (X_{hij} - \bar{X}_{hi})^2,$$

$$\text{Var}(T_{y_h}) = \frac{1}{m_h - 1} \sum_{i=1}^{m_h} (T_{y_{hi}} - \bar{T}_{y_h})^2, \quad \text{Var}(Y_{hi}) = \frac{1}{n_{hi} - 1} \sum_{j=1}^{n_{hi}} (Y_{hij} - \bar{Y}_{hi})^2,$$

$$\text{Cov}(T_{x_h}, T_{y_h}) = \frac{1}{m_h - 1} \sum_{i=1}^{m_h} (T_{x_{hi}} - \bar{T}_{x_h})(T_{y_{hi}} - \bar{T}_{y_h}),$$

$$\text{Cov}(X_{hi}, Y_{hi}) = \frac{1}{n_{hi} - 1} \sum_{j=1}^{n_{hi}} (X_{hij} - \bar{X}_{hi})(Y_{hij} - \bar{Y}_{hi}) \quad \text{である。}$$

(4) 達成精度結果

事業所票及び個人票の達成精度結果は、次の表のとおりである。推計値を中心としてその前後に標準誤差の2倍の幅を取れば、その区間に全数調査から得られるはずの値（真値）が約95%以上の確率で存在すると考えてよい。

産 業	事 業 所 票			
	パートタイム労働者		正社員以外の労働者	
	推計値 (%)	標準誤差 (%ポイント)	推計値 (%)	標準誤差 (%ポイント)
調 査 産 業 計	59.0	0.9	77.2	0.8
鉱 業	22.9	2.9	55.8	3.5
建 設 業	23.2	2.9	48.8	3.5
製 造 業	56.6	1.8	75.6	1.6
電気・ガス・熱供給・水道業	29.3	1.9	67.4	2.2
情 報 通 信 業	27.6	2.7	71.9	2.9
運 輸 業	42.7	2.7	69.3	2.7
卸 売 ・ 小 売 業	68.4	2.2	83.0	1.8
金 融 ・ 保 険 業	40.4	2.7	81.3	2.3
不 動 産 業	43.1	3.7	65.5	3.7
飲 食 店 ， 宿 泊 業	86.6	2.7	93.6	2.0
医 療 ， 福 祉	78.1	2.6	87.5	2.1
教 育 ， 学 習 支 援 業	72.0	3.0	90.8	2.0
複 合 サ ー ビ ス 事 業	33.2	2.6	78.0	2.4
サ ー ビ ス 業	52.6	2.3	72.0	2.2

注)事業所票は、「パートタイム労働者を雇用している事業所の割合」、「正社員以外の労働者を雇用している事業所の割合」の推計値及び標準誤差を掲載している。

就業形態	個 人 票	
	推計値 (%)	標準誤差 (%ポイント)
正 社 員	84.9	2.0
契 約 社 員	68.6	1.1
嘱 託 社 員	85.9	1.0
出 向 社 員	92.4	0.8
派 遣 労 働 者	70.5	1.2
臨 時 的 雇 用 者	53.3	1.1
パ ー ト タ イ ム 労 働 者	28.6	1.3
そ の 他	60.3	0.6

注)個人票は、「主に自分自身の収入で生活をまかなっている労働者の割合」の推計値及び標準誤差を掲載している。

10 調査対象数、有効回答数及び有効回答率

事業所調査	： 調査対象数 15,638	有効回答数 10,791	有効回答率 69.0%
個人調査	： 調査対象数 56,212	有効回答数 28,783	有効回答率 51.2%

11 主な用語の説明

(1) 労働者

この調査で「労働者」とは、調査対象事業所で雇用されている者のほか、派遣労働者や出向社員を含む。(派遣労働者は派遣元事業所から派遣されてきている者、出向社員は他の事業所から出向してきている者とする。)なお、請負労働者は含まない。

(2) 就業形態

この調査においては、労働者を以下の8つの就業形態に区分している。

また、「契約社員」、「嘱託社員」、「出向社員」、「派遣労働者」、「臨時的雇用者」、「パートタイム労働者」、「その他」を合わせて「正社員以外の労働者」とする。

ア 正社員

雇用している労働者で雇用期間の定めのない者のうち、パートタイム労働者や他企業への出向者などを除いた、いわゆる正社員。

イ 契約社員

特定職種(注)に従事し、専門的能力の発揮を目的として雇用期間を定めて契約する者。

(注) 契約社員における「特定職種」とは、例えば、科学研究者、機械・電気技術者、プログラマー、医師、薬剤師、デザイナーなどの専門的職種をいう。

※定年退職者等の再雇用者であっても、「契約社員」に該当する場合は「契約社員」とする。

※「臨時的雇用者」、「パートタイム労働者」、「その他」の労働者であっても、「契約社員」に該当する場合は「契約社員」とし、「嘱託社員」に該当する場合は「嘱託社員」とする。

ウ 嘱託社員

定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し、雇用する者。

エ 出向社員

他企業より出向契約に基づき出向してきている者。出向元に籍を置いているかどうかは問わない。

オ 派遣労働者

「労働者派遣法（注）」に基づき派遣元事業所から派遣されてきている者。

なお、調査対象事業所が労働者派遣事業を行っている場合、派遣労働者として雇用している労働者についてはその事業所での調査対象としない。

「登録型」とは、派遣会社に派遣スタッフとして登録しておく形態をいう。

「常用雇用型」とは、派遣会社に常用労働者として雇用されている形態をいう。

(注)「労働者派遣法」とは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」をいい、派遣元事業所とは、同法に基づく厚生労働大臣の許可を受け、又は厚生労働大臣に届出を行っている事業所をいう。

カ 臨時的雇用者

臨時的に又は日々雇用している労働者で、雇用期間が1か月以内の者。

キ パートタイム労働者

正社員より1日の所定労働時間が短いか、1週の所定労働日数が少ない労働者で、雇用期間が1か月を超えるか、又は定めがない者。

ク その他

ア～キ以外の労働者で雇用している者。

(参考) この調査における「正社員以外の労働者」の概念を分類すると以下のようになる。

観点1：雇用関係の有無

観点2：正社員の所定労働時間・日数との比較

観点3：雇用期間の定めの有無

【イメージ図】

観点1	観点3		雇用期間の定めなし	雇用期間の定めあり
	観点2			
雇用関係あり	正社員と同じ		出向社員・その他	契約社員 嘱託社員 臨時的雇用者 (1か月以内)
	正社員より短い		パートタイム労働者	
雇用関係なし	正社員と同じ		派遣労働者	
	正社員より短い			

(3) 事業所規模

この調査において、事業所規模とは、その事業所に雇用されている常用労働者の人数である。常用労働者とは、次のア、イのいずれかに該当する者をいう。

ア 期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者。

イ 日々雇われている者又は1か月以内の期間を定めて雇用されている者で、平成19年8月及び9月の各月に各々18日以上雇われた者。

(4) 専修学校（専門課程）

専修学校（学校教育法第82条の2）で専門課程（高校卒を入学資格とする修業年限2年以上、通常専門学校と呼ばれる学校）を修了した者をいう。

高等課程、一般課程、各種学校（自動車教習所等）は除く。

中学卒を入学資格とする修業年限3年以上の専修学校卒業の場合には「高校」とする。

(5) 職種分類表

職 種	職 種 内 容
専門的・技術的な仕事	<p>高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事する者及び医療・法律・芸術その他の専門的性質の仕事に従事する者をいう。</p> <p>例えば、科学研究者、機械・電気技術者、一級建築士、プログラマー、システムエンジニア、医師、薬剤師、看護師、准看護師、栄養士、福祉相談員、保育士、介護支援相談員、公認会計士、税理士、教員、記者、編集者、デザイナー、写真家など</p>
管理的な仕事	<p>課（課相当を含む）以上の組織の管理的仕事に従事する者をいう。</p> <p>例えば、部長、課長、支店長、工場長など</p>
事務的な仕事	<p>一般に課長（課長相当職を含む）以上の職務にあるものの監督を受けて、庶務・文書・人事・会計・調査・企画、運輸・通信・生産関連・営業販売・外勤に関する事務及び事務用機械の操作の仕事に従事する者をいう。</p> <p>例えば、一般事務員、銀行の窓口事務員、旅行会社カウンター係、案内係、フロント、集金人、メーター検針員、レジ係、オペレーター、速記者、有料道路料金係、出改札係など</p>
販売の仕事	<p>商品（サービスを含む）・不動産・証券などの売買、売買の仲立・取次・代理などの仕事、保険外交、商品の売買・製造などに関する取引上の勧誘・交渉・受注の仕事に従事する者をいう。</p> <p>例えば、一般商店・コンビニエンスストア・スーパー・デパートなどの販売店員、商品販売外交員、保険外交員、銀行外務員、スーパー店長、新聞拡張員、不動産仲介人など</p>
サービスの仕事	<p>理容・美容・クリーニング・調理・接客・娯楽など個人に対するサービス、居住施設・ビルなどの管理サービス及びその他のサービスの仕事に従事する者をいう。</p> <p>例えば、理容・美容師、クリーニング工、調理人、ウェ이터、ウェイトレス、接客係、ホームヘルパー、ベビーシッター、駐車場・ビル管理人、寮管理人、ツアーコンダクター、ビデオレンタル店員、広告ビラ配達員など</p>
保安の仕事	<p>社会・個人・財産の保護、法と秩序の維持などの仕事に従事する者をいう。</p> <p>例えば、守衛、警備員、監視員、建設現場誘導員など</p>
運輸・通信の仕事	<p>電車・自動車・船舶・航空機等運転・操縦の仕事、通信機の操作及びその他の関連作業に従事する者をいう。</p> <p>例えば、鉄道運転士、タクシー運転者、バス・トラック運転者、車掌、ロープウェイ乗務員、無線・有線通信員、電話交換手、郵便・小包配達員、電報配達員、ラジオ・テレビ放送技術員など</p>
生産工程・労務の仕事	<p>機械・器具・手道具などを用いて原料・材料を加工する仕事、各種の機械器具を組立・調整・修理する仕事、製版・印刷・製本の作業、その他の製造・製作工程の仕事、定置機関・機械及び建設機械を操作する仕事、鉱物の探査・試掘・採取・選鉱、ダム・トンネルの掘削などの仕事及びこれらに関連する仕事、建設の仕事、並びに機械の掃除、資材の整理、商店・会社・病院などの雑務、及び他に分類されない運搬・清掃など労務的作業に従事する者をいう。</p> <p>例えば、大工、左官、石工、塗装工、電気工、とび職、配管工、圧延工、鉄鋼工、鋳物工、プレス工、医薬品製造工、溶接工、鉄工、一般機械組立工、自動車整備工、修理工、パン・菓子製造工、染色工、織布工、ミシン縫製工、木工、製紙工、印刷・製本工、ゴム製品製造工、革製品製造工、製図工、ボイラー工、建設機械運転工、採石・採掘作業員、配達員、倉庫作業員、清掃作業員、雑務員など</p>
その他の仕事	<p>農・林・漁業の作業者及び上記以外の職種に従事する者をいう。</p>

(6) 資格・免許区分表

資格・免許	資格・免許の内容
技術関係	電気主任技術者、ガス主任技術者、食品衛生管理者、建築士、インテリアプランナー、測量士、ソフトウェア開発技術者（旧第1種情報処理技術者）、基本情報技術者（旧第2種情報処理技術者）、労働安全コンサルタントなど
医療・保健衛生・社会福祉関係	医師、歯科医師、薬剤師、看護師、准看護師、臨床検査技師、栄養士、あんま・マッサージ・指圧師、歯科技工士、歯科衛生士、介護福祉士、社会福祉士、保育士、ホームヘルパーなど
法律・財務・経営・不動産関係	弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、不動産鑑定士など
教育関係	幼稚園教員、小学校教員、中学校教員、高等学校教員、特別支援学校教員、専修・各種学校教員、司書、学芸員、スポーツ等指導者など
事務処理関係	秘書関係、翻訳関係、語学関係、筆記技能関係、OA機器操作関係（日本語文書処理（ワープロ）等）、会計事務関係（簿記、税理会計等）、行政書士など
営業・販売、サービス、保安関係	商品販売関連、販売士、インテリアコーディネーター、フラワー装飾技能士、消費生活アドバイザー、宅地建物取引主任者、証券外交員、旅行業務取扱主任者、理容師、美容師、クリーニング師、調理師、防火管理者、警備員など
運輸・通信関係	普通自動車免許（一種、二種）、大型自動車免許（一種、二種）、自動車二輪免許、原動機付自転車免許、フォークリフト運転技能者、鉄道（軌道）運転士、航空機操縦士、航空士、総合無線通信士、船舶操縦士など
製造・電気・建設・土木関連の技能関係	ガラス製品製造技能士、鍛造技能士、危険物取扱者、機械加工技能士、ボイラー溶接士、内燃機関組立て技能士、電気機器組立て技能士、自動車整備士、光学機器製造技能士、パン製造技能士、紳士服製造技能士、機械木工技能士、印刷技能士、プラスチック成形技能士、ボイラー技士、クレーン運転士、電気工事士、建築大工技能士、配管技能士、潜水士、コンクリート積みブロック施工技能士、船内荷役作業主任者など
その他	上記以外の資格・免許

12 利用上の注意

(1) 産業分類は、日本標準産業分類(平成14年3月改訂)に基づいて、以下のように分類して表章している。

産 業	産業分類番号
鉱 業	D05
建設業	E06～08
製造業	F09～32
消費関連製造業	F09～12, 14, 16, 21, 32
素材関連製造業	F13, 15, 17～20, 22～25
機械関連製造業	F26～31
電気・ガス・熱供給・水道業	G33～36
情報通信業	H37～41
運輸業	I42～48
卸売・小売業	J49～60
卸売業	J49～54
小売業	J55～60
金融・保険業	K61～67
不動産業	L68, 69
飲食店、宿泊業	M70～72
医療、福祉	N73～75
教育、学習支援業	O76, 77
複合サービス事業	P78, 79
サービス業(他に分類されないもの)	Q80～93
生活関連サービス業	Q82～84, 86, 87
事業関連等サービス業	Q80, 81, 85, 88～93

- (2) 構成比は小数点以下第二位を四捨五入としているため、計は必ずしも100.0とはならない。
- (3) 統計表中「0.0」は、表章単位未満の数値を示す。
- (4) 統計表中「-」は、該当数値がないことを示す。
- (5) 統計表中「…」は、調査をしていないことを示す。
- (6) 統計表中「・」は、統計項目があり得ないことを示す。
- (7) 統計表中「*」は、サンプル数の少ないものであるので注意を要する。構成比の分母となる標本数が事業所数では2以下、労働者数では9以下の場合、分母に付記している。
- (8) 事業所調査で把握した労働者割合と個人調査の労働者割合は、集計上の理由により一致しないことがある。